

2001年米国愛国者法
(仮訳)
※法律趣旨及び被害者補償関係部分のみ掲載

(以下原文 272 頁)

法律

米国および世界全体でテロ行為を阻止および処罰すること、法執行の捜査手段を強化すること、ならびにその他を目的とする法律

<中略>

(以下原文 370 ~ 374 頁)

副編 B—1984年犯罪被害者補償法の修正

第 621 条 犯罪被害者基金

- (a) 基金への贈与の預託—1984年犯罪被害者補償法第 1402 条(b)項 (42 U.S.C. 10601(b)) は、下記のとおり修正される。
- (1) (3)号の末尾の「および」を削除する。
 - (2) (4)号において、末尾の終止符を削除し、「および」を挿入する。
 - (3) 末尾に下記の号を追加する。
 - (5) 民間組織または個人から基金への寄付、遺贈または献金
- (b) 基金分配の公式—1984年犯罪被害者法第 1402 条(c)項 (42 U.S.C. 10601(c)) は、下記のとおり修正される。
- (c) 基金の分配、基金における金額の保持、会計年度の制限なく支出に充当できる可能性—
- (1) 基金の金銭を利用できることを条件として、局長は、前会計年度に基金から配分された金額の 90 パーセント以上かつ 110 パーセント以下を、各会計年度に (2003 会計年度から) 配分するものとする。ただし、いずれの会計年度においても、基金における利用可能な総額が、前会計年度に配分された金額の 2 倍を超えている場合、局長は、前会計年度に配分された金額の 120 パーセントまで配分することができる。
 - (2) 各会計年度において、局長は、(d)項に基づき基金の資金を配分するものとする。各会計年度に配分されなかった金額は、翌会計年度中に配分されるべき資金の準備金として留保する。基金に預託された金額のうち、配分されていない分については、法律上の他のいかなる規定にもかかわらず、会計年度の制限を伴うことなく、将来の会計年度における支払い債務に備えて、基金の準備金として留保する。
- (c) 費用および補助金に対する基金配分—1984年犯罪被害者法第 1402 条(d)項(4)号 (42 U.S.C.10601(d)(4)) は下記のとおり修正される。
- (1) 「に預託される」を削除し、「から配分されるべき」を挿入する。
 - (2) (A)において、「48.5」を削除し「47.5」を挿入する。
 - (3) (B)において、「48.5」を削除し「47.5」を挿入する。
 - (4) (C)において、「3」を削除し「5」を挿入する。
- (d) 反テロ緊急準備金—1984年犯罪被害者法第 1402 条(d)項(5)号 (42 U.S.C. 10601(d)(5)) は下記のとおり修正される。
- (5)(A) (2)号、(3)号および(4)号に基づき配分される金額のほか、局長は、2001年9月11日に起きたハイジャックおよびテロ行為に対応して、基金への移転金額から 5,000 万ドルを反テロ緊急準備金に引き当てることができる。局長は、その後の会計年度に当該準備金から消費された金額を補充することができるが、そのためには各会計年度に(2)号、(3)号および(4)号に基づき金額を配分した後に基金に残っている金額の最高 5 パーセントを引き当てる。当該準備金は 5,000 万ドルを超えてはならない。
- (B) 上記(A)において言及された反テロ緊急準備金は、第 1404B 条に基づく追加的補助金のために使用できるほか、第 1404C 条に基づく国際的テロ行為の被害者への補償に使用することもできる。
- (C) 上記(A)に基づき設立確定された反テロ緊急準備金の金額は、会計年度を越えて繰り延べることができる。(c)項ならびに 2001 年商務省、司法省、国務省、司法および関連機関の予算歳出法第 619 条 (ならびに将来の法律における基金の支出義務に関する同様の制限。ただし、本条が明示的に言及されている場合は除く) にかかわらず、繰り延べ金額は、基金に預託された金額または基金において利用可能な金額の支出義務に関するいかなる制限にも服さないものとする。

- (e) 2001年9月11日の被害者—2001年9月11日に起きたハイジャックおよびテロ行為（関連する捜索、救出、救済、支援その他同様の活動を含む）に対応して使用するために犯罪被害者基金に移転された金額は、下記のいずれの規定にもかかわらず、基金に預託された金額または基金において利用可能な金額の支出義務に関する制限に服さないものとする。
- (1) 2001年商務省、司法省、国務省、司法および関連機関の予算歳出法第619条ならび同法における基金支出義務に関して2002会計年度を対象とする同様の制限
- (2) 1984年犯罪被害者法第1402条(c)項および(d)項 (42 U.S.C. 10601)

第622条 犯罪被害者への補償

- (a) 補償および支援に対する基金配分—
1984年犯罪被害者法第1403条(a)項(1)号および(2)号 (42 U.S.C. 10602(a)) は、「40パーセント」の後に「2002会計年度（は40パーセント）およびその次以降の会計年度は60パーセント」と挿入することによって修正される。
- (b) 補償対象となる犯罪の場所— 1984年犯罪被害者法第1403条(b)項(6)号(B) (42 U.S.C. 10602(b)(6)(B)) は、「（補償対象となる犯罪がテロ行為の場合には、第18編第2331条に定義されている）米国外であり、または」を削除することによって修正される。
- (c) 犯罪被害者補償と資産調査を伴う連邦給付制度との関係— 1984年犯罪被害者法第1403条 (42 U.S.C. 10602) は、(c)項を削除し下記の項を挿入することによって修正される。
- (c) 資産調査の目的での収入、資金および資産からの除外—医療その他の支援（または当該支援の費用の支払いもしくは償還）を提供する連邦政府、州政府または地方自治体の制度（連邦の資金を使用）においては、収入、資金または資産につき最大限許容される適格性要件の目的上、他のいかなる法律（公法107-42第IV編を除く）にもかかわらず、本条に基づく犯罪被害者補償制度を通じて申請者が受け取る犯罪被害者補償の金額は、申請者の収入、資金または資産に含まれるものではなく、当該金額を受け取ったために、連邦政府、州政府または地方自治体の制度（連邦の資金を使用）から申請者に提供される支援金が減額されてはならないものとする。ただし、申請者が当該制度の一切から受け取る支援金の総額が、犯罪の結果として被った損失に対して申請者を完全に補償するのに十分な場合はその限りではない。
- (d) 「補償対象の犯罪」および「州」の定義— 1984年犯罪被害者法第14023条(d)項 (42 U.S.C. 10602(d)) は、下記のとおり修正される。
- (1) (3)項において、「テロ行為が関与する犯罪」を削除する。
- (2) (4)項において、「プエルトリコ」の後に「米国領バージン諸島」を挿入する。
- (e) 有資格犯罪被害者補償制度と9月11日被害者補償基金との関係—
- (1) 全般— 1984年犯罪被害者法第1403条(e)項 (42 U.S.C. 10602(e)) は、「連邦の制度」の後に「公法107-42第IV編に基づき設立される制度を含む」を挿入することによって修正される。
- (2) 補償—公法107-42第IV編に基づき支払われる補償に関して、公法107-42第407条に基づき公布される最終規則の発効日後、1984年犯罪被害者法第1403条 (42 U.S.C. 10602) に基づき要求されるはずの補償が、いずれかの犯罪被害者補償制度によって提供されなかった場合でも、1984年犯罪被害者法に基づく今後の補助金に対して当該制度は不適格にならないものとする。

第623条 犯罪被害者の支援

- (a) コロンビア特別区、プエルトリコその他の領土における被害者の支援— 1984年犯罪被害者法第1404条(a)項 (42 U.S.C. 10603(a)) は、その末尾に下記の項目を追加することによって修正される。
- (6) コロンビア特別区、プエルトリコ、米国領バージン諸島その他合衆国の領土において、またはこれらの領土のために地方の法執行機能を実施する連邦政府機関は、本項に基づく補助金の目的または(c)項(1)号に基づく補助金の目的において、犯罪被害者支援制度としての適格性を認められる。
- (b) 特定の被害者に対する差別の禁止—
1984年犯罪被害者法第1404条(b)項(1)号 (42 U.S.C. 10603(b)(1)) は、下記のとおり修正される。
- (1) (D)において、末尾の「および」を削除し、
- (2) (E)において、末尾の終止符を削除し、「および」を挿入し、
- (3) 最後に下記の号を追加する。
(F) 州が当該刑事事件を処理している方法に被害者が反対していても、そのことを根拠に当該被害者を差別しない。
- (c) 制度の評価および順守努力に対する補助金— 1984年犯罪被害者法第1404条(c)項(1)号(A) (42 U.S.C. 10603(c)(1)(A)) は、「実地指導プロジェクト」の後に「制度の評価、順守努力」を挿入することによって修正される。
- (d) 裁量補助金の配分— 1984年犯罪被害者法第1404条(c)項(2)号 (42 U.S.C. 10603(c)(2)) は修正される。

- (1) (A)において「以下の」を削除し、「以上の」を挿入する。
 - (2) (B)において「以上の」を削除し、「以下の」を挿入する。
- (e) 研究奨励制度および研修医制度—1984年犯罪被害者法第1404条(c)項(3)号(42 U.S.C. 10603(c)(3))は下記のとおり修正される。
- (1) (C)において、末尾の「および」を削除する。
 - (2) (D)において、末尾の終止符を削除し、「および」を挿入する。
 - (3) 末尾に下記の号を追加する。
 - (E) 本項に基づき局長に提供される資金を使用する。
 - (i) 研究奨励制度および研修医制度に対して、ならびに、
 - (ii) 実地指導、調査および特別プロジェクトから得られた情報を発表し、普及させるための訓練および特別ワークショップの制度を実施するため

第624条 テロ行為の被害者

- (a) 国内でのテロ行為の被害者に対する補償および支援—1984年犯罪被害者法第1404B条(b)項(42 U.S.C. 10603b(b))は、下記のとおり修正される。
 - (b) 米国内でのテロ行為の被害者—局長は、第1402条(d)(5)に定める追加的補助金を適格な犯罪被害者補償支援制度のために州に供与することができるほか、被害者サービス機関、公共機関(連邦政府、州政府または地方自治体を含む)、および民間の犯罪被害者支援機関に供与することもできる。当該補助金は、米国内で発生したテロ行為または集団暴力の被害者に対し、危機応答活動、支援、補償、訓練および技術的支援ならびに継続的支援を含む緊急救済を、捜査または訴追の期間中も含めて提供するために使用しなければならない。
- (b) 国際的なテロ行為の被害者に対する支援—1984年犯罪被害者法第1404B条(a)項(1)(42 U.S.C. 10603b(a)(1))は、「1986年外交官等防護および反テロリズム法第VIII編に基づく補償を受ける資格を有する者ではない」を削除することによって修正される。
- (c) 国際的テロ行為の被害者に対する補償—1984年犯罪被害者法第1404C条(b)項(42 U.S.C. 10603c(b))は、「本項に基づき被害者に裁定された補償金額については、1986年包括的外交官等防護および反テロリズム法第VIII編に基づき国際的なテロ行為に関連して被害者が受け取った金額を控除する。」を末尾に追加することによって修正される。